

各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長（公印省略）

令和6年4月給与報告に係る事務処理及び提出物等について（通知）

日頃から給与・旅費・報酬等の適正な支給について格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。標記の件について、下記により事務処理をお願いします。

記

今回の事務処理に係る主な留意点等

○ 年度末・年度当初の県費事務システム入力時の注意点について（給与）

… 別紙「年度末・年度当初の県費事務システム入力時チェックポイント」を御参照ください。

例月の報告とは一部取り扱いが異なる場合がありますので、通知をよくお読みください。

○ 旅費事前審査依頼中の本請求について

… 本通知7(1)ウ(エ)を御参照ください。

○ 会計年度任用職員に係る過去の勤務実績の確認について

… 本通知8(6)イを御参照ください。

○ 3月で任期が終了する職員の検索方法について（非常勤講師・SC）

… 本通知8(6)ウおよび別添3を御参照ください。

○ 3月に欠勤等がある場合の4月報告の方法について（障害者会計年度・就業補助員）

… 本通知8(6)エおよび別添4を御参照ください。

1 書類等の提出先について

本通知中で示されている各提出物につきましては、別に提出先を指定している場合を除き、全て教職員課県費事務担当へ御提出ください。（宛先、住所の誤りが多く発生しております。今一度、宛先・住所の確認をしていただきますようお願いいたします。）

なお、旅費請求書や個人番号に係る書類、その他郵送による提出指示があるもの以外につきましては、FAX又は電子メールでの提出でも構いません。

<提出先> 教職員課 県費事務担当

〒330-0074※

さいたま市浦和区北浦和5-6-5浦和合同庁舎3階（埼玉県庁の住所とは異なります）

※住所を省略しての郵送はできません。

FAX：048-825-0013 電子メール：a6660-09@pref.saitama.lg.jp

2 4月給与報告に係る事務処理について

(1) 小中学校県費事務システムの入力期間について

給与システム報告期間	令和6年3月25日（月）～令和6年4月3日（水） (会計年度任用職員システムと期間が異なりますので御注意ください)
システム稼働時間	午前8時30分～午後7時※

※ 3月25日（月）から5月31日（金）まで、稼働時間が延長されております。

※4月給与報告に予備日はありませんので、誤入力がないよう注意してください。

(2) 小中学校県費事務システム・会計年度任用職員システムヘルプデスク

システムの接続や操作方法については、下記へお問い合わせください。

電話番号	①050-3155-1457 ②050-3503-6720
受付時間	午前8時45分～午後5時 午前8時45分～午後7時（3月25日（月）から5月31日（金）まで）
電子メール	helpdesk@rit-inc.net

(3) 手計算給与報告書の提出について

提出期限
令和6年3月25日（月） <u>必着</u>

以下に掲げる報告書については、小中学校県費事務システムによる報告ができませんので、報告する必要が生じた場合は、紙による報告書を上記期限までに御提出ください。

報告書は原則押印不要のため、FAX又は電子メールでの提出でも構いません。

内容を確認し、修正等が必要な場合は後日県費事務担当より連絡いたします。

①給与追給戻入報告書 ②給与特例計算報告書（1、3、5）

③病休減額報告書※ ④時間外勤務代休取得報告書

※ 90日を超える病気休暇を取得する職員がいる場合は、病休減額報告書及び、当該職員の病気休暇簿、出勤簿の写しを御提出ください。詳細は、別添2の令和4年3月11日付け教職第1754号「90日を超える病気休暇を取得した職員に係る給料半減の報告について（通知）」を御参照ください。

⑤給与修正報告書1（県費事務システム上で報告できない内容を報告する場合のみ）

⑥給与修正報告書2（期末勤勉手当の病休半減に伴う報告のみ）

⑦給与修正報告書3（在外教育施設派遣職員に係る地域手当支給割合の報告）※

※ 詳細は、後日発出予定の、在外教育施設派遣職員の地域手当の支給割合についての通知を御参照ください。

⑧給与修正報告書4（職員本人の氏名に外字が含まれている場合のみ）

⑨給与等減額報告書（修学部分休業に伴う減額報告のみ）

⑩扶養親族数報告書（扶養親族の氏名、生年月日の修正が必要な場合のみ）

手計算給与報告書の様式は、「学校支援コミュニケーションサイト」の下記ページにありますので、必要に応じて御利用ください。

○「メニュー」→「通知・通達集」→「教職員課」→「給与関係様式」

(4) 給与報告の留意点について

別添1「給与報告の留意点（令和6年4月版）」を参照し、誤りや遺漏のないよう御注意ください。なお、以下の点については誤支給の原因となる恐れがあるため、特に御注意ください。

- ① 新たに職員番号が付与された職員及び、他の所属から転入する職員については、職員番号を入力しても氏名が表示されないため、職員番号の入力誤りには十分御注意ください。
また、給与報告後、県費事務システムの報告控えの確認を必ず行ってください。
- ② 他の所属へ転出する職員に関する、通勤手当の返納報告、児童手当の随時払い報告、3月の勤務実績報告及び、令和5年度に支給された手当等の遡及報告は旧所属から行いますが、それ以外は旧所属から報告しないでください。
（「給与報告の留意点（令和6年4月版）」1－8参照）

(5) エラー修正期間＊

令和6年4月4日（木）～令和6年4月9日（火）12時

エラー修正期間は報告内容の確認のため、学校へ問い合わせることがあります。

＊ 給与管理システムの処理過程で発生したエラーを修正する日（追加報告はできません）

(6) 帳票（給与支払簿・明細）配信日

令和6年4月16日（火） ※ 印刷可能期間は、配信年度以降5年間となります。

下記について、必ず確認するようお願いします。

- ① 給与支払簿について、全ての職員が出力されているか
- ② 現金支給となっている者がいないか
- ③ 退職した職員について、実績給与や追給以外の給与が支給されていないか
- ④ 職員の級号給は、辞令の内容と一致しているか※
- ⑤ 各手当の支給額は、各認定簿・実績簿の金額と一致しているか
- ⑥ 新採用や他の所属から転入した職員について、認定されていない手当等が支給されていないか

(7) 口座振込エラー防止の徹底について

現在埼玉県では、振込エラーが多数発生しております。令和2年10月1日より、口座振込エラーが生じた際に、1件につき880円（税込み）の振込組戻手数料を、県が埼玉りそな銀行へ支払っており、本来必要のない県費支出が生じています。

については、氏名変更報告や給与振替口座報告を行う必要がある場合には、下記チェックリストによる確認を徹底し、口座振込エラーが生じないよう万全を期していただくようお願いいた

します。特に、先月の給与報告で口座振込エラーが発生したものについては、再びエラーが生じることのないよう、十分御留意ください。

＜口座振込エラー防止のためのチェックリスト＞

- ☐ 下記(8)「金融機関コード廃止リスト」の配信の有無を確認したか
- ☐ 先月振込エラーが生じたものについて、是正のため給与報告が必要な場合、報告を行ったか
- ☐ 口座振替申出書と通帳の写しの内容が一致しているか
- ☐ 通帳の写しと県費事務システムの報告控えの内容が一致しているか
- ☐ 口座は本人名義の普通口座か（配偶者等の口座は指定できない）
- ☐ （改姓した場合）給与支給日の5営業日前に県費事務システム上の名義と口座の名義とが一致しているか
- ☐ 統廃合された金融機関を指定している職員がいないか（下記(8)参照）
- ☐ ゆうちょ銀行を指定する場合、口座番号を正しく入力したか
- ☐ 給与等の振込口座に指定している口座が解約されていないか

(8) 金融機関コード廃止リストについて

給与振込口座に、金融機関の統廃合等により廃止された金融機関コードを使用している職員がいる所属所には、月末頃、「金融機関コード廃止リスト」が小中学校県費事務システムの帳票システムにより配信されます。

つきましては、給与報告を行う前に、「帳票データ検索」画面より、「対象年月」を給与報告月の前月と指定して検索を行い、廃止リストが配信されていないか、必ず御確認ください。

対象者がいる場合は、新しい金融機関コード等を用い、小中学校県費事務システムの「給与等の口座振替報告」画面から修正報告を行うようお願いします。

3 令和5年度に支給された給与等の遡及報告について

4月 は出納整理期間のため、令和5年度分の給与諸手当について県費事務システムにおいて遡及報告*が可能です。

つきましては、令和5年度に支給された各種手当等を今一度見直し、遡及が必要な場合は出納整理期間（4月・5月給与報告）の間に必ず是正するようお願いします。

特に、教育業務連絡指導手当については、例年多くの過年度戻入が発生しております。必ず見直しを実施していただくようお願いします。

なお、転出する職員に関する給与等の遡及報告については、別添「給与報告の留意点（令和6年4月版）1－8」等を参照し、必要に応じて新所属への連絡を行うようお願いします。

*以下の場合は、紙の給与報告書の提出が必要です。

- ①戻入になる場合で、退職、無給休職等により、給与から控除できない場合
- ②令和4年度以前に支給された手当等の遡及

4 年度当初の提出物等について

(1) 特別支援学級担当に係る給料の調整額支給調書について

特別支援学級担当を命じた日から15日以内に、「特別支援学級担当に係る給料の調整額支給調書」について、電子メールにより御提出ください。

その際、メールの件名及びファイルの名称は、「学校コード+特学調書+提出月日(4ケタ)」としてください。ファイル名に学校コード及び提出日の表記がないデータについては、正しく処理されない可能性があります。

メール件名 (例)	40X00 特学調書 0401
ファイル名 (例)	40X00 特学調書 0401. xlsx
提出先メールアドレス	a6660-09@pref.saitama.lg.jp (県費事務担当)

年度途中の解任があった場合にも、解任の事実が生じた日から15日以内に、解任に係る調書について提出が必要です。なお、様式については、各校に電子メールにて改めて配付しますので、昨年度提出いただいたものをそのまま使用しないでください。

(2) 個人番号の提出について

ア 常勤職員・再任用短時間勤務職員・任期付短時間勤務職員

個人番号記入シートについては、令和3年1月1日以降提出分から様式が変更されておりますので、従前の様式(家族番号の記入欄の無いもの)は使用しないでください。詳細は、令和2年12月22日付け教職第1155-1号「県費負担教職員に係る個人番号提出書類の一部変更について(通知)」を参照してください。

提出の際は、必要事項が全て記入されているか再度御確認ください。特に、扶養親族の生年月日や家族番号の記入漏れが頻発しておりますので、十分御注意ください。

家族番号は、該当扶養親族の情報を小中学校県費事務システムの所得税情報報告で登録することで割り振られます。必ず、家族番号が割り振られた後に御提出くださいますよう、お願いいたします。

上記通知及び様式については、学校支援コミュニケーションサイトに掲載しております。

イ 会計年度任用学校職員(非常勤講師)、障害者会計年度任用職員・就業補助員、スクールカウンセラー

令和6年3月19日以降発出予定の教職第1512-2号「令和6年度会計年度任用職員等の配置に伴う事務手続について(通知)」を御参照ください。

(3) 給与等の資金前渡担当者の指定

資金前渡担当者を変更する場合の手続きは、以下のとおりです。

ア 給与の資金前渡担当者の指定について(届出)の提出

令和6年4月12日(金)までに、1部、教職員課給与管理担当へ郵送等で御提出ください。様式は、学校支援コミュニケーションサイトに掲載しております。

※提出先は、教職員課県費事務担当や教育事務所ではありませんので、御注意ください。

<提出先>

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県教育局教育総務部教職員課 給与管理担当 宛

イ 資金前渡口座の代表者氏名変更手続き

資金前渡口座の代表者が異動・退職等により変更となった場合は、令和6年4月12日(金)までに、埼玉りそな銀行の各支店にて変更手続きを行ってください。その際、代表者の職名・氏名以外の部分は変更しないようにしてください（カナ名義は変更しないでください）。

5 再任用職員に係る給与報告等について

(1) 給与報告に関する留意点について

別添「給与報告の留意点（令和6年4月版）1－7」等を御参照ください。

(2) 給与支給明細書について

再任用職員に係る給与支給明細書の「号給」欄については、本採用職員の一週間の勤務時間数との按分率（ $\text{〇〇} / 40$ ）が表示されます。

（例1）フルタイム（週38時間45分：按分率 $40 / 40$ ）職員・・・号給 * 40

（例2）短時間勤務（4週につき62時間：按分率 $16 / 40$ ）職員・・・号給 * 16

(3) 共済掛金・社会保険料・雇用保険料について

再任用職員に係る共済・社会保険等の適用基準は次のとおりです。給与支給明細書等で正しく控除されているか、確認してください。

<適用基準>

フルタイム職員（週38時間45分勤務）：共済及び雇用保険適用

週20時間以上の短時間勤務職員：共済（短期）、社会保険（厚生）及び雇用保険適用

(4) 住民税について

原則、給与から控除（特別徴収）します。

6 退職手当に係る事務処理について

(1) 令和5年度末退職者の追加について

自己都合等で年度末退職者の追加がある場合は、教職員課県費事務担当へ連絡の上、速やかに退職手当申立書等を提出してください。

(2) 令和6年5月中に退職する職員がいる場合

令和6年5月中に退職し、退職手当の支給対象となる職員については、退職手当申立書及び関係書類を令和6年4月10日(水)までに御提出ください。（自己都合等で急遽退職が決まった場合はこの提出期限に限らず、随時、速やかに御提出ください。）

また、傷病や死亡などにより退職し、退職手当の支給対象となる職員がいる場合は、速やかに御連絡ください。

7 2月分旅費に係る事務処理について

(1) 旅費請求書の提出について

ア 提出期限

2月分旅費請求書	令和6年3月19日（火）
3月分旅費請求書	令和6年4月19日（金）

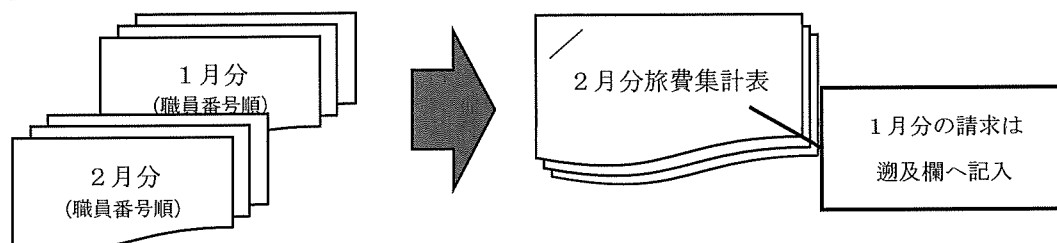
イ 提出方法：郵送*又は持参

* 郵送の場合は、郵便料金が不足しないよう十分御注意ください。

ウ 留意事項

- (ア) 提出する際は職員番号順に並べ、合わせて一冊となるように左上1か所をホチキス留めの上、御提出ください。なお、1月以前の旅行分に係る請求書を提出する場合は、2月分の請求書の後ろに職員番号順に並べ、合わせてホチキス留めするようお願いいたします。（下図参照）

【旅費請求書提出方法（例）】



- (イ) 1月以前の旅行に係る請求については、集計表及び県費事務システムの「遡及」欄に記載及び入力してください。
- (ウ) 旅費請求に係る支払いを証明する資料（領収書等）は、原本又は写しを御提出ください。領収書等は写し（原本証明不要）で差し支えありませんが疑義が生じた場合は原本を確認させていただく場合があります。
- (エ) 生徒引率など、教職員課による事前審査を行ったものについては、旅行内訳書の方余白に赤字で「旅費審査済」と記入していただくようお願いいたします。
また、事前審査については、あくまで希望制となっています。（旅費事務の手引き P.57）
比較的軽易である等の理由により、学校側が事前審査を不要と判断したものについては、提出する必要はありません。事前審査にはお時間をいただく場合もありますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。
事前審査の結果連絡が遅れている場合については、旅費審査済とせず「事前審査依頼中」と記載の上、例月の旅費請求をしていただいても差し支えありません。その際でも例月の請求書を御提出いただいた際に審査は行っておりますので、その時点で確認事項があれば御連絡させていただきます。事前審査の結果連絡と前後してしまう場合もあるかもしれませんが御承知おきください。
- (オ) 令和3年6月7日付け教職第354-2号「給与関係例規の改正について（通知）」によりお知らせしたとおり、旅費請求書集計表の様式が変更になっております。新様式には「市町村名」欄がございますので、記入をお願いします。（旧様式を使用される場合は、

「学校名・コード」欄の上部に記入してください。）

(カ) 旅費請求書提出後に修正がある場合は、請求書と集計表の修正箇所を二重線で見え消しして、FAXにて県費事務担当まで送付してください。事前の電話連絡は不要です。

(キ) 引率旅行等で翌月以降に別途請求するものについては、旅費請求書備考欄に「翌月以降請求」と記入してください。別紙第2の2（第7条関係）「普通旅費請求書（受領・支給明細）書（児童生徒引率旅行用）」により、当月に請求する場合のみ「別紙記入」と記入してください。審査作業の誤り防止のため、御協力をお願いします。

(2) 令和5年度赴任旅費の請求について

令和5年度中に新たに採用され又は転任し、赴任旅費が支給される職員について、現時点で赴任旅費請求書を未提出の学校がありましたら、3月分旅費の提出期限日までに必ず赴任旅費請求書を提出していただくようお願いします。

(3) 小中学校県費事務システムの入力期間について

旅費システム報告期間	令和6年3月19日（火）～令和6年3月29日（金）
システム稼働時間	3月22日（金）まで 午前8時30分～午後5時 3月25日（月）から 午前8時30分～午後7時

(4) 帳票（旅費支給額内訳表）配信日

令和6年4月16日（火） ※ 印刷可能期間は、配信年度以降5年間となります。

(5) 誤りの多い事項について

先日、小中学校県費事務システムポータルサイトでも連絡したとおり、普通旅費請求書・旅費システムについて、記載誤り及び入力誤りが数多く発生しております。これまでの旅費に係る事務処理で、下記の誤りが多かったので、特に御注意いただくようお願いいたします。

旅費請求書	・市区町村間距離誤り（令和4年4月1日改定） ・旅費請求書集計表の市町村名記載漏れ（旧様式を使用する場合） ・旅費請求書がホチキス留めされていない（左上一か所） ・旅費請求書集計表の学校コード誤り ・横と縦の合計誤り*1 ・旅行雑費の二重請求 ・「旅費の調整に関する調書」の添付漏れ*2 ・旅行命令権者の記名漏れ（0円でも記名） ・服務関係書類の事後確認漏れによる、旅費の支給誤りに対する戻入
旅費システム入力	・旅費請求書との金額の不一致*3 ・旅費コードの誤り ・当月分旅費と遡及分旅費の入力欄誤り ・入力する職員の誤り（<u>所属していない職員は請求額がある場合を除き、行を削除してください</u>）

*1 互審会等で後から訂正した場合は、請求書の各合計及び集計表の訂正も忘れず行ってください。

*2 宿泊料を調整した場合に必要となります（生徒引率は不要）。

*3 旅費請求書が複数枚ある職員について、すべて合算した金額が入力されていない等。

8 会計年度任用職員等*に係る事務処理について

* 会計年度任用学校職員（非常勤講師）、スクールカウンセラー、障害者会計年度任用職員、就業補助員

(1) 任用時の提出書類について

令和6年3月19日以降発出予定の教職第1512-2号「令和6年度会計年度任用職員等の配置に伴う事務手続について（通知）」を御参照ください。

(2) 会計年度任用職員システムの入力期間について

会計年度任用職員システム 報告期間	令和6年3月25日（月）～令和6年4月2日（火） （県費事務システムと期間が異なりますので御注意ください）
システム稼働時間	午前8時30分から午後7時

※4月例月報告および5月例月報告期間中は、会計年度任用職員システムを午後7時まで開放しています。

(3) 帳票（報酬等支払明細書）配信日

令和6年4月16日（火）

帳票作成画面で「報酬等支給明細書」を選択し、「職員番号」欄に配置されている職員の職員番号を入力し、「作成」→「帳票出力」の順でクリックすると配置されている全ての学校で帳票が出力・閲覧できます。

本人への交付に際して、複数校で任用がある職員については従前のとおり、学校コードの一番若い学校にて明細を交付くださいますようお願いいたします。

明細の見方については、「（令和5年度版）会計年度任用職員システムマニュアル（以下、マニュアル）」マニュアルP8～P11を御確認ください。

(4) 令和6年分源泉徴収票の交付について

ア 交付対象の職員について

令和6年2月29日以前に退職した職員

イ システム配信日

令和6年4月16日（火）

会計年度任用学校職員（非常勤講師）及びスクールカウンセラーについては、システムより配信します。帳票作成画面から「源泉徴収票（所属所用）・退職者【CH-050】」をクリックし、対象年について、令和6年分源泉徴収票では「令和6年」に設定します。職員につき2部（本人交付用と所属所用）印刷してください。配信のルールについては、マニュアルP12～P13も併せて確認してください。

ウ 留意事項

- ・ 令和6年3月に退職した職員の源泉徴収票配信開始日は令和6年5月16日以降の予定です。それまでは出力しないようにしてください。
- ・ 退職時点で別の所属所（市町村立学校）で同一の任用形態での任用がある場合については、源泉徴収票は出力されません。
- ・ すべての発令の任期が満了している職員の場合、そのうち一番若い所属所コードの学校で出力可能です。
- ・ 複数の任用形態（例：非常勤講師とスクールカウンセラー）がある場合は、同じPDFフ

ファイルの中で非常勤講師⇒スクールカウンセラーの順で表示されます。

- ・ 障害者会計年度任用職員・就業補助員の源泉徴収票については、個別に電子メールで送付します。システムから出力した源泉徴収票は使用できませんので御注意ください。
- ・ 源泉徴収票は、本人が再就職先で年末調整を行う場合や確定申告の際に必要となります。交付に当たっては、内容を確認の上、適正に保管するよう本人へお伝えください。

(5) 令和6年3月分普通旅費請求書*の提出について

* スクールカウンセラー、障害者会計年度任用職員及び就業補助員分

ア 提出期限

令和6年4月2日(火) 必着

※1 4月1日までに投函できる場合は、FAXを送付せず、そのまま郵送してください。

※2 当月の勤務が終了次第、随時提出してください。

※ 今回は特に年度末ですので、できるだけ早めの提出に御協力ください。

イ 提出期限に間に合わない場合の処理方法について

期限に間に合わない場合、先にFAXでの送付をお願いしていますが、適正な旅費支給のため、以下の点に御協力ください。

- ・ FAXでの提出は、期日までに間に合わない場合に限りです。
その後、必ず速やかに原本を御郵送ください。
(期日に間に合う場合はFAXを送付せず、直接御郵送ください)
- ・ 原本郵送の際は、「〇月〇日FAX送信済み」と書いた付箋を貼り付けてください。
- ・ 原本を常勤職員の旅費請求書と一緒に送付しないでください。
- ・ 電子メールでは提出しないでください。

ウ 旅費請求額について

今回御提出いただく旅費請求書は3月分ですので、令和6年3月に運賃改定が行われた公共交通機関を利用した出張の際は、運賃額や改定日に注意して計算してください。

※ 費用弁償については、県費事務担当で改定しておりますので、所属で行っていただくことはありません。

(6) 会計年度任用職員システムによる報告に関する注意点について

マニュアルを御参照ください。以下の点に特に御注意ください。

ア 休暇の入力について

実際の勤務時間と休暇時間の合計が、定められた勤務時間となるように入力してください。

イ 過去のシステム報告と出勤簿等の突合について

年度末になりましたので、過去のシステム報告内容と出勤簿及び休暇簿、旅行命令簿を今一度突合していただき、報告内容に修正があれば、4月報告期間にシステム修正をお願いいたします。3月実績報告についても、同様の方法で正しい実績を報告してください。過年度追給・戻入の防止に御協力願います。

また、スクールカウンセラー及び非常勤講師の一部については、年間勤務日数の上限を決

して超えないよう、必ず職員本人と勤務予定や休暇予定の再確認をお願いいたします。

なお、年間勤務日数について、上限日数やその他詳細が不明の場合は市町村教育委員会にお問合せください。

また、2月以前の勤務状況を修正した場合は、併せて県費事務担当宛に電子メールを以下のようにお送りください。

【電子メール本文に記載いただく内容】

- ・対象職員の職員番号、氏名、所属コード、所属名、任用種類
- ・変更の対象となる月日
- ・変更内容（例：11月15日勤務なし → 年休6時間など）
- ・簡単な変更理由

※ 修正内容によっては、報酬等の追給・戻入を行います。修正の際は、報告内容を御確認いただきお間違いのないようお願いいたします。

ウ 3月で任期が終了する職員の検索方法について（非常勤講師・スクールカウンセラー）

3月で任期が終了した職員については、4月以降に引き続き任用があるかないかにかかわらず、「該当する勤務状況報告データはありません。」と表示される場合があります。その場合には、職員の検索欄にて、基準年月を「06.03」に変更していただくと職員が表示されるようになります。詳細は、別添3「任期が終了する職員の会計年度任用職員システム検索方法について（非常勤講師・スクールカウンセラー）」を確認してください。

※報告年月は初期表示の「06.04」のままで実績報告してください。

エ 3月に欠勤等がある場合の4月報告の方法について（障害者会計年度・就業補助員）

3月に欠勤がある場合、出張または在宅勤務により片道・非支給の登録をする場合、就業補助員で本務校が兼務校情報の登録をする場合は、別添4「3月に欠勤等が生じた場合の4月報告方法について（障害者会計年度・就業補助員）」を確認してください。

なお4月以降の任用の有無で操作方法が変わりますので、別添4をよく御確認ください。休暇の登録（休暇の有無に関わらず必須）については、通常どおりの報告方法です。

(7) 会計年度任用学校職員（非常勤講師）の報告に関する注意点について

3月分の勤務実績について誤りがないよう今一度御確認ください。

非常勤講師の報酬は前月分の勤務実績に基づく翌月支給となっています。3月分の勤務実績について誤りがないよう今一度御確認下さい。

また、4月に初めて報酬等を支給する職員については、(2)の期間内に下記3点について報告してください。

ア 基本情報の登録

「職員情報－基本情報登録・変更」・・・住所の登録*₁

イ 報酬等振込口座の登録

「職員情報－報酬振込口座」・・・報酬等振込口座の登録*₁

ウ 勤務実績及び勤務予定（勤務実績の仮登録）の登録

「勤務情報－勤務状況報告」・・・初月の勤務実績の登録後、以降の任期中全ての

月の勤務予定を登録（勤務実績の仮登録） *2 *3

- *1 兼務校によりすでに登録がなされている場合は、内容に誤りがないか確認してください。
- *2 勤務状況報告は、勤務計画の内容につき職員から了承が得られた後、勤務計画書について校長から事務担当者へ提供されてから入力してください。
- *3 勤務のない月も登録ボタンを押下し、勤務予定（勤務実績の仮登録）報告済みとしていただくよう、お願いします。

(8) スクールカウンセラーの報告に関する注意点について

ア 基本情報及び口座情報の登録について

職員の自宅住所または通勤方法等に変更があった際は、早急に県費事務担当まで御連絡の上、費用弁償届の再提出をお願いいたします（変更の御連絡・届の早期の御提出が無いと誤支給につながる場合があります）。また、住所変更の場合は給与報告期間中に住所情報の修正も併せて行ってください。

職員から名字変更や口座変更の申し出があった際は、システムで変更する前に至急、県費事務担当まで御連絡ください（基本情報の氏名が振込口座の氏名となります。変更のタイミングが上手くいかないと、振込エラーになる場合があります）。振込エラーの場合、給与支給が遅れるとともに1件につき880円の手数料が発生しますので、お間違いの無いように御入力願います。

入力方法については、マニュアルP2～6を御覧ください。

イ システム報告校及び旅費請求書提出校について

報告・提出については、以下の学校が行ってください（＝費用弁償提出校と同一）。なお、詳しくは令和5年3月23日付け教職第1399-2号「令和5年度会計年度任用職員等の配置に伴う事務手続について（通知）」別表2を御参照ください。

- ・グループ内は小学校のみ（小学校配置）

→ 【拠点校】が配置校分の勤務実績をまとめて報告

- ・グループ内は中学校のみ（中学校配置）

→ 【全校】が自校分の勤務実績を報告

- ・グループ内に小学校と中学校が混在（小中配置*）

→ 【拠点校（中学校）】が配置校（小学校）分の勤務実績をまとめて報告

* 小中配置とは「小学校配置と中学校配置の両方を持つ（別グループ）」のことではありません。

※1 勤務が無い月でも必ず「登録」を押してください（勤務時間空欄のまま登録）。

※2 兼務校への出張の場合、雑費は支給されません。

ウ 職員の呼び出し方法について

マニュアルP47～49に沿って入力してください。マニュアルの方法で職員が表示されない場合は、至急県費事務担当まで御連絡ください。

エ 通勤の☑について

直行又は直帰の出張があった場合、費用弁償は片道分の支給となり、直行直帰の出張があった場合は、費用弁償は非支給となります。旅費請求書とシステムの報告が合致するように「片道」「非支給」の報告をしてください。

なお、1日単位で休暇を取得した場合は自動的に費用弁償が非支給になるため、「片道」

「非支給」の報告は不要となります。

(9) 障害者会計年度任用職員、就業補助員の報告に関する注意点について

ア 「報告年月」について

勤務状況報告画面にて、「報告年月」に勤務状況を報告したい月（＝4月給与報告の場合は令和6年3月）を入力し、当月タブの勤務状況（勤務及び休暇）の確認・修正を行ってください。当初の勤務計画から特に変更のない場合も必ず登録ボタンを押してください（マニュアルP63～64）。

欠勤の場合は、さらに「報告年月」を当月（＝4月給与報告の場合は4月）にし、前月タブから入力してください。時間の入力方法も休暇と異なりますので御注意ください（マニュアルP68～71）。

イ 当月分勤務予定の確認について

当月の勤務予定（＝4月給与報告の場合は4月の勤務計画）については、勤務計画が入力されていることを確認していただくだけで結構です。仮に年休等の予定が事前に分かっている場合でも、修正はせず、登録ボタンを押す必要もありません。翌月の給与報告時（4月勤務状況については5月給与報告）に修正・登録をお願いいたします（マニュアルP62）。

ウ 複数校に勤務している場合

本務校が兼務校分を取りまとめの上、入力してください（マニュアルP72～75）。

エ 出張があった場合

3月中に出張があった場合は、(5)の期日までに必ず旅費請求書を提出してください。

直行又は直帰の出張の場合、費用弁償は片道分の支給となり、直行直帰の出張の場合は、費用弁償は非支給となります。旅費請求書とシステムの報告が合致するように報告してください。システム報告の際は、「報告年月」を当月（＝4月給与報告の場合は4月）にし、前月タブから入力してください（マニュアルP72～74 例1・例2を参照）。

オ 4月支給額について

令和6年2月16日付け教職第1364-3号「障害者会計年度任用職員及び就業補助員に係る年度末の報酬等について（通知）」のとおり、3月勤務実績に無給休暇または欠勤があった場合は、4月報酬では調整せず、返納通知書によりご本人に納入いただきます。

また、4月の支給では社会保険料（厚生年金保険料）の控除はありません。（令和5年度在籍の場合は3月に2か月控除、令和6年度新規採用の場合は5月支給から4月分社会保険料を控除）

担 当： 県費事務担当
電 話： 048-825-0010
FAX： 048-825-0013
Email： a6660-09@pref.saitama.lg.jp